

権藤の社稷自治論

以上見てきたとおり、「社稷」とは、(一) 民衆相互の共同契約(社会契約)、(二) 非地方分権としての「自治」、(三) 国家権力に抗する「公共性」を軸とする「社会」を意味していた。この三者の関係については『制度の研究』が明確に語っている。

社稷を祀るといふことは、間違つた人達が云つてゐるやうに、単なる自然崇拜や宗教ではないのです。それは人間同志が互互に生きなければならぬための必要から考へ出した約束のしるし——いはば共存契約といふやうなことの証文だったので。 (中略、だから「社稷を祀る」とは) 結局自分一個の私ごとではなく公けごとなのです。公共の仕事なのです。人間の純正な生存の要求である衣食住男女を完全に調整し向上させるための共存組織を運びとなむ仕事なのです。さうしてわれわれの云ふ「自治」とは、このやうな社稷公共の仕事の上に發達したものにほかならないのです(傍点原文)。

したがつて「社稷」とは、階層的な公私構造の内に位置する入れ子構造的な自治領域(organicな権力に対してアウトノミーを有するもう一つの小さなoffice)ではない。明治期以降の国家・社会経済構造を解体する可能性を秘めた場としてとらえ直す必要がある。しかし私たちは、権藤の自治社会論をさらに考察するうえで、権藤の歴史的立場を確認する作業(広く流通する権藤イズムからの弁別)をしておかなければならない。

二. 権藤の歴史的立場

農本主義運動における位置

そもそも権藤思想の核心は「社稷自治論」にあつたのであり、いわゆる農本主義は派生的なものでしかなかった。しかもその農本主義は、生産大衆の重視という意味であり、また農業立国論を否定し、浅薄な反都会・反商工観念をも批判していた。⁽⁷²⁾ 権藤には農本イデオロギーは希薄である。そもそも「社稷」が農村に限定されないものであるから、これ

は当然であつた。

しかしながら、この「社稷自治」が何たるか、多くの地方農村運動家が理解してはいたがたかつた。その一端は、たとえば一九三二年一〇月におこなわれた「信州に於ける座談会抄録」⁽⁷³⁾ によくあらわれている。この座談会には信州農民および商工業者が参加しているが、窮乏におかれた彼らは軍部に期待をかける。しかし権藤は軍部による革命を否定すると同時に、彼らの近視眼的で性急・安易な社会改造への期待を戒め、根気強く堅実な「社稷自治」への復帰を説いたのである。⁽⁷⁴⁾

日本主義批判

ところで権藤は、日本主義者からも批判されていた。制度学は古代中国の学問であり、天皇を戴く日本国体に合わないとする批判である。

これは日本主義陣営から相当広くなされた批判であり、たとえば血盟団事件の被告・小沼正は公判廷において「権藤の学問は支那の学問」で「横の対立的の思想」だとしている。⁽⁷⁵⁾ また津久井龍雄も「われわれが権藤氏の諸説において、最も不満に堪えぬのは、わが国史を非常に歪曲して解釈し、かつわれわれが国体の精華として信念してゐるところものを抹消せんと意識されてゐるが」とく見ゆる点である」として、権藤が「日本人ないし日本国家の特異性を否認してゐる」点を批判した。⁽⁷⁶⁾

しかしこのような趣旨から学說的な批判を加えた者として、私たちは大川周明をあげなければならない。

権藤は大化改新を理想視していたが、これに対して大川は、大化改新は帰化人の儒者・南淵請安の思想的背景におこなわれたように儒教思想の産物であり、したがつて天智天皇の「君民共治」の制度も「純乎たる支那流にして、我国では空前絶後である」と、権藤を批判したのである。⁽⁷⁷⁾ 権藤はこれに対し『君民共治論』を書いて反批判を加えている。

本書は「序」において、天智天皇の「君民共治」の聖詔を「皇家の正典に非ずして、隋唐の模倣なりと妄断し、民心の抑圧を図り、伊独の驕相に付和せんと擬する」「曲学阿世の徒」への批判であることを明言する。⁽⁷⁹⁾そして本論においては、該博な古代史の知識によって大化改新が決して「支那思想に依り施設され、我が日本古来の公典を抛棄したもので」⁽⁷⁹⁾はないことを実証しようとした。

しかしここでは学説的論争はさておいて、権藤の主張の要点を掲げておこう。以下は『君民共治論』に収録された波多野宮相との対談（一九一九年一月二〇日）の一部である。

宮相 さすれば大化制も大宝令も、隋唐の模倣だと云ふ説は、如何に見るべきであらう。
権藤 応用と云ふ適用と云ふこと、模倣と云ふ模倣と云ふこと、は、其根本主旨が別々であります。（中略）彼の古代に於ける成務朝自治御立制より、応神朝に於ける王仁博士の御招聘に依る御施政の上に、周漢の法度も多く応用されて居りますが、殆ど模倣と認むべきことはありません。是はいづれも、成俗を基調として準定されたもので、決して官の専断的法度ではありません。（中略）勿論彼の班田制の如きも、唐制を模倣して編成されたものではありません。本と我国の「田に依り戸を配す」てふ前例を蘇我氏に依り將に破壊せんとしつゝ、あつたものを、唐の田制公規を応用して成俗の前例に復帰せしめ、之を班田制と名づけられた迄であります。故に大化令に於いては、決して模倣とか模倣とか認む可き点はありません。⁽⁸⁰⁾

すなわち、模倣云々という批判は採用された制度の外見でとらえることはできず、それが「成俗を基調として準定された」か否かにより、「成俗」を無視した模倣にもなるし、また「成俗を基調とし」た応用にもなるわけである。こうして権藤は、大化改新が唐制を参考にそれを応用した、とみなしたのである。このような点に日本の特質を認めていたという意味で、権藤は狂信的な日本主義者とは一線を画していたといわねばなるまい。

軍部独裁批判Ⅱ議會制擁護

さらに『君民共治論』は日本主義者の批判に対する反批判であると同時に、「大川周明の軍部内閣樹立のクーデター」に正面から反対（した）論文であったという（松沢より）。いうまでもなく大川は、一九三二年の三月事件、十月事件の首謀者の一人として軍部内閣樹立を企て失敗していた。権藤が軍部に期待していなかったことは前掲「信州に於ける座談録」でも明らかであるが、そのことは同時に議會制支持を意味していた。

ただ「この論文（君民共治論）が発表された当時、権藤門下生はほとんど（このことを）理解していなかった。『君民共治』のいう見解には賛成でも、権藤の大川周明批判が『議會制』の維持（であり）、大川の戒厳令の施行、軍政府樹立に反対であることは『君民共治論』の共同執筆者である門下生がこれを知らなかったのが事実である」。他方議員たちは『君民共治』が発行されると、直ちに東京麴町区（の）ホテルに政友会の衆議院約百名が参集して、権藤成卿を囲んで『先生やってくれますか』と軍部独裁反対の氣勢をあげた。また後に『飯米闘争』で、飯米差し押え一カ年禁止法案が衆議院で満場一致で可決されたのは、政友会だけでなく、民政党代議士も賛成したからであるが、その賛成の背後には権藤の大川周明批判の『議會政治擁護』の立場があったからであった」という（以上、松沢より）。

代議士たちに権藤信奉者が少なくなかったという点について、たとえば権藤成卿『自治民政理』（一九三六年四月）の出版広告に引用された斉藤隆夫の演説が興味深い。⁽⁸¹⁾

今日の政党、財閥、支配階級は悉く腐敗墮落してゐる、之を此假に放任して置いたならば国家は滅亡してしまふ、之を救ふには彼の大化の革新に倣ふて、日本国家の大改造をやるより外に途はない。従来外交は軟弱である、倫敦條約は屈辱である、天皇親政、皇室中心の政治を行はねばならぬ（中略）動機は何であるかと問はる、と、権藤某の自治典範を読んで感動した（後略）。

のちに反軍演説で名をはせる斉藤と権藤思想との共鳴軸が、軍部独裁批判Ⅱ議會制擁護だったと考えればいいだろう。このように、一般に昭和初期の軍ファシズム運動の文脈で理解される権藤は、まったく別の立場に位置していたことを記憶しなければなるまい。それはしかし、「社稷自治論」から必然的に導き出される結論でもある。なぜなら「社稷自治」とは、「社稷」民衆相互の「熟談協議」にほかならないが、この「熟談協議」の「形態の変化」として議會制が

想定されるからである。したがってまた、当時において国家主義陣営に数え上げられていた権藤ではあるが、「派生的指導原理」として「反議会政治」をもつとされる「国家主義」⁽⁸³⁾とはまったく違うものであったことはいうまでもない。

ファシズム批判

一九三七年一月の『制度の研究』誌上で権藤は、通信省の電力国家管理法案を「ファシヨ的統制案」として批判した。同法案は三八年四月の電力管理法につながり国家総動員体制確立の一つの画期をなしたものであるが、権藤によればこの通信省案は巷間指摘されるごとく国家社会主義ではない、「国家社会主義なるものは、学理上からいえば我輩とは全然異なるが、今次の通信省案の如きふざけたものではない。官僚統制と結びついた究極的な資本家保護は、国家資本主義である。ファシヨと呼ばれるのは、かかるところに因由し居る」と、国家社会主義ではなく国家資本主義Ⅱファシズムとして同法案を徹底的に批判したのである。だが権藤門下生の多くはこの法案には賛成であつたらしい。松沢はこの経緯について次のように述べている。

昭和十一年六月九日、政府は「電力国家管理法案」を発表した。松沢は権藤の了解を得て『制度研究誌』（制度の研究）のことに「座談会」の形式で「電力会社の全国一元化」に反対の主張を掲載した。松沢は「飯米差し押え」の第二弾としての心づもりの発表であつたが、当時の革新陣営は全部が電力国営に賛成で、最古門人の一人の綱島正興でさへ松沢を非難し、これがもとで昭和十二年一月号で私の発行した『制度の研究』は廃刊した。

当時の電力界の大物の松永安右衛門は権藤の友人であつたから、松永から金が出たであろうとも噂された。しかし電力統制を endpoint として統制経済がすすみ、やがて国家総動員法が布かれ、日本は国家資本主義のソ連の模倣国家となるに至つた。

また権藤は、中央統制が進行する国内情勢ばかりでなく、満州事変以来の対外侵略にも批判を加えていたことも記憶しておかなければならない。そもそも権藤は黒竜会の指導的論客として、明治四〇年代に日韓合邦の前提として「大高

麗国構想」を掲げていた。ただし同構想は土着民による自治と協和とを根底とし、現地民排斥による日本人移民などは構想されていない。⁽⁸⁵⁾したがって、後の関東軍の謀略による満州事変には否定的であつたし、石原完爾―加藤完治らの満蒙開拓移民にも否定的であつた。むしろ「匪賊」の方にこそ共感を示し、たとえば依蘭事件（一九三四年三月）などに非常に関心を寄せていたという（松沢より）。

三、権藤の自治社会構想

以上確認してきたように、ここで示した権藤像は通常理解されている権藤イズムとは大きく異なる。そこで最後に総括として、以上をふまえたうえで権藤の自治社会構想を考察してみたい。ただ権藤のばあい、空間編成、社会的諸関係、経済原理の在り方という八地域社会Ⅴの三つの内在的原理いずれにおいても不明確である。「社稷自治論」や前述した権藤の歴史的位置を参照しつつ、可能なかぎり跡づけていきたい。

権藤は「社稷」の実態的基盤を明言してはいない。中世惣村がその理想型として掲げられてはいるものの、昭和期にあつてはどこにその実態があつたのか。何よりも権藤は農民の「自治」⁽⁸⁶⁾心の欠如を強く批判している。

困ればすぐ政府の救助を願ふたりする、乞食根性のあらはれを見るときさ、か失望せざるを得ない。（中略）農民の要求すべきは、政府に対して一切の苛酷なる誅求機関の廃止である。これを為すことによつてのみ、農民は真の安定を得ることが出来る。

しかし実際農民には批判的であつても、現実問題として「社稷」の実態的基盤は既存の農村空間に求めざるをえなかつた。それは「社稷自治」の観点からするならば、一体感の希薄な行政村ではなく数十戸規模の集落がもつとも適合的であつたらう。ただ数十戸規模で社会契約や八公共性Ⅴを体現したとしても、集落相互間の調整はどうするのだろうか。だが権藤はそれこそ「自然而治」を強調するように、民衆の生存意思への強い欲求である「民性」に委ねれば、「社稷」↓「成俗」（慣習）↓「典礼」（慣習法）↓「制度」と展開していく、いわば八公共性Ⅴとしての領域が漸次拡大していく

ととらえていたように思う。この発想はしかし、岡本利吉ら協同組合論者のように、異質な小空間の連合によって新社会の拡張をくろむという構想とは異なっていた。

そもそも権藤の「社稷」理念には空間概念が欠如している。それはいわば「社会的諸関係としての場」のみを指し示す理念だったように思われる。だから「社稷」は容器がない社会的諸関係の総体であり、小規模な生活圏から国家を突き抜けて地球規模に広がるアメーバ的柔軟性をもつと同時に「超国家主義」と称されるゆえんである。「社稷」理念の適用においてきわめて多様な解釈を許す曖昧さを内包することにもなった。

この「社会的諸関係としての場」である「社稷」の根柢が「民性」である。いいかえれば民衆の生存意思であった。何と云つても人間は生きると云ふ事、原始哲学⁽⁸⁷⁾とでも是を言ひませうか、兎に角生きる、と云ふ中心点をキチンと把握するところに人生一切の難問題の解決は可能だと信じます(傍点原文)

きわめて素朴な信念である。だから「一切の苛酷なる誅求機関」がなくなれば、人間の「生きる」という「原始哲学」によって自主的な相互契約を可能にし、自治的な社会形成が可能になると主張したのであった。このため山川均などから復古主義者として批判されることになったが、しかし権藤にとつて民衆の生存意思への絶対的な信頼は、「原始共産体」への共感として過去に目が向けられているのではなく、「南淵書」の手法のように未来へと向かっていたことを明記しておかねばなるまい。

この点『制度の研究』では、山川と同様の批判を展開した向坂逸郎⁽⁸⁹⁾に対して反批判を加えている。すなわち、古代的な形態への復帰を説いたマルクスの「ヴェラ・ザスリツチへの手紙」を引き合いに出して、「古代的な形態とは自治成俗の形態である。近代社会からの、それへの復帰とは、新しき自治形態へ革めることでなければならぬ」と。「成俗」とは「社稷」に則った慣習と考えていいから、結局「社稷自治」によって、現在を過去と未来の双方向から挟撃したのである。

ともあれ、こうしてみると権藤は、空間編成や社会的諸関係の在り方において、具体的な、いいかえれば確定的な「地域社会」構想をもつてはいなかったように思われる。むしろ経済原理に関しても同様だが、それは権藤が理論的に指導した(松沢より)飯米闘争のような具体的運動の意味論から考えると、若干明らかとなる。飯米闘争(一九三三―三五)とは、食糧米一カ年分の差押禁止を要求する民事訴訟法一部改正運動である(次章でこの具体的な実際運動を扱う)。これはたんなる「米よこせ運動」ではなく、一種の革命運動であったことを松沢のように証言している。

飯米は農家七人家族一人(一日)三合とすれば(家族一日で)二升一合、月に一戸当り六斗三升となる。(農家を)北海道、沖縄を除く四五〇万戸とすれば、二年当りの米消費量は三四〇二万石となる。当時の米の生産高は六三〇〇万石である。

米の生産高が六〇〇〇万石で、農家保有米が三〇〇〇万石とすれば農家の保有米が五〇%で有史以来かつてない状態となる。この保有米の差し押え禁止で不可侵となる。この実際の結果は権藤成卿と(権藤の知人の)政友会の竹下文隆代議士だけが知っていて、長野朗でさへ気がついていなかった。(中略)長野朗(は)「毎年の食糧米一人当り一石」と訂正した案を出したが、一家当り四人としても四石、合計一八〇〇万石で、これは場当たりの計算で権藤の真意を知っていない。しかし、この一八〇〇万石でも有史以来初めてのこととなる。

二〇〇〇万石にせよ三〇〇〇万石にせよ、これが市場に出回らないとなれば、米の需給計画は不可能となり、後の陸軍提案の「米の配給制度」は計算上はともかく実際上は不可能になったであらうでしょう。

米の流通制度を根柢から覆す意図があったわけである。米は当時すでに米穀統制法(一九三三年)によって政府が価格管理をしていた。戦時下に入ると食糧管理法が成立する(一九四二年)ことは周知のとおりであろう。権藤は前述したように、一九三〇年代に進行していく統制経済には反対していた。同時に市場の自動調節機能を重視する資本主義経済も肯定してはいない。

では権藤が理想とする経済原理とはいかなるものだったのか。飯米闘争の主観的意図から推測するならば、おそらく「社稷」が維持存続される非商品化の経済である(「コモンスの経済」⁽⁹¹⁾)を理想とし、現実的にはその上に市場経済的な商

品流通を想定していたのではあるまいか。飯米闘争の意図は、米を「商品」としてではなく、まさに「飯米」としてとらえるべきだという認識の転換があった。

以上から権藤の自治社会論をまとめよう。

第一に「社稷」の実態的基盤(空間)が存在しなかったため、権藤は既存の農村空間を利用し、その社会的諸関係を「社稷自治」論に基づいて組み替えることを意図した。この「社稷自治」への復帰(現行の社会的諸関係の組み替え)によって創出される新たな場Ⅱ「社稷」とは、国家権力に適合的な国家的公に収斂していくような自治領域ではない。あるいはたんに国家的公(明治国家体制)に異質なだけでなく、まさにそれを覆す場として想定されたのである。こうした転覆理念の根柢が「天下」理念であり、この「天下」理念に「社稷」の△公共性▽を直結させたのであった。「社稷」の△公共性▽とは、まさに「社稷」民衆の社会的諸関係の総体を意味していたと考えられる。

第二に、経済原理は自由経済でも統制経済でもなく、「社稷」を破壊する、したがって民衆の生存を脅かす商品経済原理を覆し、「社稷自治」に基づいた△コモンズの経済▽への復帰を説く。飯米闘争における米の認識転換(商品視から非商品視へ)もこの一つのあらわれである。そのため経済組織においても「社稷自治」に従って組み替えることを主張している。たとえば産業組合の組み替えである。

産業組合運動は組合員の全生産物を商品化し、商品生産高の増加をもつて進歩発展の指標となす。有無交換には非ずして農家の自家消費物をも交換経済に流入させ、更にこれを流出せしめ自家消費に宛てさせんとするがその仕組である。

すなわち産業組合を「独占的金融資本の時代」の「農村に於けるその代理店」とみなし、農家生産物の貯蔵を本旨とする「郷倉」への組み替えを意図したのであった。いいかえれば、農産物を「自給/余剰」に分け、さらに余剰部分を「共同貯蔵(郷倉) / 商品流通」に分けることを意味していた(自給+共同貯蔵(郷倉)→商品流通の順に重要度が低下することはいうまでもない)。こうした△コモンズの経済▽への評価は、かつての部落有林野を「共同財産権」として高く評

価していることにもあらわれている。⁽²⁴⁾ もちろんこの「共同財産権」は「自治」と密接に結びついていたのである。

第三節 岡本と権藤における△地域社会▽構想の歴史的意味——むすびにかえて

昭和恐慌期は総力戦体制への移行期であった。すでに三井・三菱・住友・安田の四大財閥による寡占体制が成立、また二重構造も形成されつつあり、膨張財政とインフレ政策、補助金拡大、行政肥大化などによって政治経済的に国家機能が強化されていく時代である。また前章で見たとように、地域経済も繊維工業中心の地方分散型(都市・農村関係では両者が融合した農村工業型)から重化学工業中心の一部都市集中型へと移行する時代であった。こうして国家がその機能を拡大強化させていく過程で、農村は経済更生運動を通して再編が進められていった。

そもそも日本における農村の位置は、都市問題(失業や住宅難など)の緩衝体であると同時に、象徴的にいえば公私対立の緩衝体であった。町村は公選を認められ民衆の意思を形式的に汲み上げると同時に、補助金や機関委任事務を通して国家の支配権が貫徹される場でもあったのである。

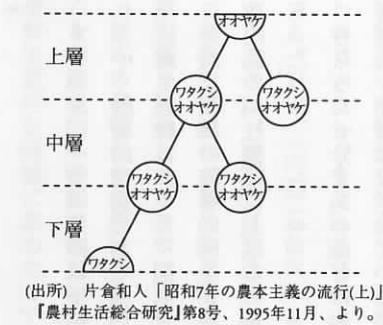


図5-5 日本の公私構造

こうした点に関しては、日本社会を公・共・私の三領域社会としてとらえる見方が一つの有力な仮説を提示していると思われる。⁽²⁵⁾ すなわち西洋社会とは異なり、公私両領域に明確に区分できない「いえ」や「むら」は共領域なのであり、この共領域に公私の社会的摩擦を緩衝する機能を認めるといえる。この公・共・私三領域社会における共領域の曖昧さはさらに、有賀喜左衛門のシエーマに基づいて片倉和人が指摘している特殊日本の公私構造によって説明できよ

すなわち、一つの集団は下位集団に対しては「公化^{おわひけか}」すると同時に上位集団に対しては「私化^{わたくしか}」、最終的に国家に統合されていく階層的構造である(図5-5参照⁽²⁷⁾)。つまり共領域は上位集団と下位集団にはさまれた中間集団の特質であろう。経済更生運動において、国家・産業組合・農事実行組合・農家というヒエラルヒー的構造が形成されたのも、この特殊な日本の公私の階層的構造があったからだろう。権藤はこのヒエラルヒー的構造の外部に存在する「天下」理念を、構造内部の「社稷」における「公共性」理念と接合することで、理念的にはこうした構造を解体することを意図したのであった。

もちろん十分であったとはいえない。だが当時、日本の国家・社会経済構造に関して、マルクス主義陣営においてさえ詳しい分析はなされていなかった。たとえば寄生地主制Ⅱ半封建的土地所有制が日本資本主義の基底であるとする山田盛太郎『日本資本主義分析』(一九三四年)をめぐって講座派対労働派の日本資本主義論争がおこなわれたが(一九三四-三六)、実際は時局に限定され日本資本主義分析の方法論や現物高率小作料をめぐる地代論争に終始したにすぎない。この意味で今日、岡本や権藤における国家・社会経済構造分析の弱さを指摘し批判してみてもあまり有意義ではない。むしろ彼らの「地域社会」構想のもった意味を考察すべきであろう。

この「地域社会」構想に関しては通常、共同体論の範疇で論じられてきた。それは農本主義者の村落共同体主義をめぐって、批判と評価の対立(たとえば近代化論対見直し論)としてあらわれている。しかし本章で明らかにしたように、農本連盟の二つの頂点である岡本と権藤の構想は、少なくとも明治期以降の現実の村落共同体の評価という意図はまったくなかったことを強調しておきたい。

現実の村落共同体にとって、彼らの構想した「地域社会」はいずれも異質なものでしかなかったのである。岡本は西洋流の協同組合思想に依存した空間的外部からの現実批判であり、権藤は同じ日本とはいえ古代という時間的外部から

の現実批判だった。また権藤制度学の発想は、マルクスとも交遊のあった飯塚西湖(一八七〇-一八〇年)にフランス留学⁽²⁸⁾經由の西洋近代思想(フランス流自由民権思想)にあったという伊福部隆彦(隆輝、権藤の弟子)の指摘にも耳を傾けておきたい。

したがって彼らは、作作的・目的的なアソシエーションの原理によって現実の自然的な村落共同体を批判し、しかし実際には村落共同体の空間構造を利用しつつその内的原理の組み替えをねらったといえるのである。この意味で共同体Ⅱコミュニティとはいわずに、アソシエーションの意味を込めて「地域社会」という用語を設定したのである。

またこの「地域社会」は本来、民衆の共有された生活世界の外部に形成されるものではなく、共有された生活世界そのものとして創出されるものである。なぜ当然のことをあえていうのかといえば、次章でふれる永田新司郎(静岡県磐田郡向笠村)という地方農村運動家に対して、同じ向笠村のある人が「あの人は世間に出て活躍した人だから」といういい方をしている。⁽²⁹⁾「世間」とは村落共同体の外部を指す概念であり、農村大衆にとって農本運動家たちの活動Ⅱ「地域社会」構想が自分たちとは関係のない外の世界のものだという認識があったのである。この運動は村内部でもおこなわれていたし、また外部での議会運動等も「農民生活権擁護」というまさに村内部の問題だったのである。この意味でも、元来、「内部(仲間内)」を示す「社会(society)」という用語を使用したのである。「社稷」が「社会」を意味していたことは、『制度の研究』で明白に述べられていたことである。

最後に確認しておこう。現実農村とは異質なこの「地域社会」構想は、その理念・構想自体において、中央集権・資本主義を両輪とする日本の国家・社会経済構造を解体することは可能だったのか。

岡本の規範社会構想は、協同組合運動としてはすでに一九世紀以来実験が繰り返されており、ユートピアにすぎないことが歴史的に検証されていた。しかし岡本はこのユートピア構想の実現を二〇世紀における科学の展開に賭け、また全体主義的な統制に求めたのであった。そして協同組合による地域づくりというテーマは、二〇世紀末の今日、あらた

めてクロースアップされつつある。スペイン・モンドラゴンの事例、イタリアの職人組合による地域振興、ワーカーズ・コレクティブ(労働者協同組合)の発達などがそのことを物語っている。⁽¹⁰⁾

他方、権藤の自治社会構想は、日本の国家・社会経済構造の分析は不十分であったものの(とくに「社稷自治論」において地主制の問題にふれなかったのは致命的だったかもしれない)、その解体を意図して構想されていた。ただ、その構想を實際の担い手たちが十分理解していたかどうかは別に考察しなければなるまい。また実際問題として可能だったかどうかも別問題である。

こうして私たちは、これらの「地域社会」構想が実際に村落レベルでどのように受容されたかに焦点が移行していく。それは同時に昭和恐慌期「社会」創出型「農本思想と地方農村民との諸関係(受容・反発・摩擦葛藤などの交錯)」を問う作業でもある。

第5章註

- (1) 宮本憲一「現代の都市と農村」(日本放送出版協会、一九八二年)一三七頁。また「新版 協同組合事典」(家の光協会、一九八六年)三三―三四頁、も参照。
- (2) 著書だけを見ても、松沢哲成による丹念な聞き取りをふまえた評伝「橋孝三郎 日本ファシズム原始回帰論派」(三一書房、一九七二年)、斎藤之男による経営学的側面からのアプローチ「日本農本主義研究 橋孝三郎の思想」(農山漁村文化協会、一九七六年)、また保阪正康による五・一五事件をめぐる著作「五・一五事件 橋孝三郎と愛郷塾の軌跡」(草思社、一九七四年)などが存在している。このほか、網沢満昭「日本の農本主義」(紀伊國屋書店、一九七一年)、小林英夫「昭和ファシスト群像」(校倉書房、一九八四年)、東敏雄「勤労農民の経営と国家主義運動」(御茶の水書房、一九八七年)、小松和生「日本ファシズムと「国家改造」論」(世界書院、一九九一年)、池田元「大正「社会」主義の思想 共同体の自己革新」(論創社、一九九三年)などの著書が橋および愛郷会・愛郷塾の活動にふれている。
- (3) 橋孝三郎「聞き手・竹内好」(ある農本主義者の回想と意見)「思想の科学」一九六〇年六月。
- (4) 松沢哲成、前掲書(註(2))、一四二頁。同じ回想は、前掲(註(3))「ある農本主義者の回想と意見」でも述べられている。
- (5) 「たとえば橋の言う家族的独立小農経営が、大正期を通じて形成され、村の一大勢力となりつつあった勤労農民の経営そのものである

ことに注目しておくべきであろう。だからこそ、これを基本単位として農村改造を国家的命題に結びつけてみせるとき、前述の屈折した(すなわち上級学校に行きたくとも金銭面から学校に行けず百姓を継ぐというような)勤労農民の経営主の琴線は、橋に一体化して震え、高鳴ったのである(東敏雄、前掲書(註(2))、三六二頁)。

(6) 橋孝三郎「農村学前篇」(建設社、一九三二年、同「農業本質論」(建設社、一九三二年)を参照)。

(7) 松沢哲成、前掲書(註(2))、一三二頁。

(8) 同右書、二一三―二二四頁。

(9) 同右書、三〇三―三〇八頁。

(10) 岡本に関する研究は私の知る限りでは存在しない。唯一、角石寿一「先駆者普意識 岡本利吉の生涯」(民生館、一九七七年)が岡本の思想と活動を伝えているのみである。また浦井安太郎「わが心に生きる協同組合の思想家」(家の光協会、一九七七年)にも簡単な紹介がある。岡本は高知県高知市生れ、地元の中学校中退後上京し(一九〇二年)、東京郵便電信学校に入学する(一九〇三年)。卒業(一九〇五年)後通信省に勤め(大阪、一九一二年)に「社会将来の楽観」(富山房)を出版する。同年、通信省をやめ三菱倉庫会社(大阪)に勤務、一九一八年同会社を退職、翌一九一九年に企業立憲協会を組織(雑誌「新組織」発刊)すること社会運動をはじめた。そして翌二〇年には東京に大島共働社を設立、賀川豊彦とならぶ消費組合運動の先駆者として活躍する。しかしまもなく労働運動から身を引いて、一九二七年に農村青年共働学校(静岡県駿東郡富岡村葛山、一三四年)を設立して農村運動に、また一九三五年には純真学園(神奈川県新治村)を開講して教育運動にも力を入れる。その後戦時中は三重県宇治山田に神都教学館を開設し(一九三九年)、日本主義者として活躍した。戦後は財団法人民生館を設立するかわら、「民生学論体系」全四巻を執筆し、またエスペラントに代わる世界語ポーボムを発明するというように多彩な活動をおこなった(民生館「岡本利吉 普意識」年表)参照。

(11) 岡本利吉「規範経済学」(平凡社、一九二九年)二頁。なお岡本は一九三二年以来、言文一致の仮名遣いを提唱・実践していた。

(12) 岡本の経済学関係の著書は本書「規範経済学」(以下「規範」と略記)を基にして、後にそれを二分冊に分けた「経済学確証 原理編」(純真社、一九三二年、以下「原理編」と略記)、「経済学確証 実生活編」(純真社、一九三二年、以下「実生活編」と略記)、農村への応用編としての「農村問題総解決」(純真社、一九三二年、以下「総解決」と略記)、マルクス「資本論」批判としての「マルクス資本論厳正批判」(純真社、一九三二年、以下「批判」と略記)がある。

(13) 「規範」四頁。

(14) 同右書、一二頁。

(15) 同右書、一七頁。

- (16) 同右書、五五八頁。
 (17) 『原理編』二二二頁。
 (18) 同右書、二二八頁。
 (19) 同右書、二二二頁。
 (20) 『総解決』一八〇―一八一頁。
 (21) 近代経済学の確立者の一人レオン・ワルラスは、経済学を「純粹経済学」(理論)、「応用経済学」(政策)、「社会経済学」(道徳)に弁別し、科学的分析(理論)の土台の上に政策や道徳をおくことを一九世紀末に提唱していた(R・ワルラス『純粹経済学要論』)。ワルラスが日本で紹介されるのは一九二二年高田保馬によってであり、とりわけ三〇年代にワルラス研究は進展した(安井琢磨など)。またマックス・ウェーバーの「客観性」「価値自由」に関する論文集 *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre* (一九二二年)はすぐに紹介され(山口正太郎「マックス・ウェーバーの『論文集』」京都大学『経済論叢』第一六巻第四号、一九三三年)、経済学会では一九二〇年代から三〇年代にかけて科学的分析と価値観の弁別は常識となっていたといえよう(ウェーバー「社会科学方法論」は一九三六年に岩波文庫として出版)。
 (22) 中山伊知郎「新学説紹介欄——経済学一般」「経済往来」一九三一年四月号、参照。ちなみに、それに対していわゆる近代経済学の系統を「自然科学的経済学 (ordnende Nationalökonomie)」「ソンバルト自らは第三の経済学として M・ウェーバーを援用して「理解経済学 (verstehende Nationalökonomie)」を主張した。
 (23) 『総解決』一八三頁。
 (24) 以上、「規範」五三四頁。
 (25) 「生活わどをするか」「総解決」、「規範の生活方式」「実生活編」などを参照。
 (26) 『総解決』二二〇頁。ただし「実生活編」によれば二〇戸、三〇戸、あるいは五〇戸以上とされている(一五三頁)。したがって人口規模は数百人となる。以下「規範の生活方式」「実生活編」を参照。
 (27) 『実生活編』一五六頁。
 (28) 同右書、六一頁。
 (29) 同右書、六二頁。
 (30) 『総解決』四二頁。
 (31) 同右書、二七五頁。
 (32) 同右書、六三頁。

- (33) 同右書、一〇頁。
 (34) 同右書、二二頁。
 (35) 『実生活編』一九一頁。
 (36) 『批判』一四三頁。
 (37) 『農本社会』一九三三年四月、五〇頁。
 (38) 権藤晩年の弟子・松沢保和(一九〇七年生れ)による。松沢は一九三三年暮れに権藤が組織したブーリン研究会に参加して以来権藤に師事するが、三五年一〇月発行の権藤公認『制度の研究』の編集人として、無署名論文の執筆を権藤から一任されていたほど自治学説(制度学)を理解していた門人である。以下、松沢による情報提供(聞き取り、書簡)は、たんに「松沢より」として本文に記す。
 (39) 権藤に関する評伝・思想研究書としては、丹念な史料発掘に基づいた滝沢誠の力作「権藤成卿」(紀伊国屋書店、一九七一年)が先駆的研究として存在する(および同「近代日本右派社会思想の研究」論創社、一九八〇年)。権藤思想に関しては一般に、ファシズムと同一視するか(古くは戦前のマルクス主義者から今日の歴史学会の主流がこの立場をとっている。たとえば小林英夫「昭和ファシスト群像」校倉書房、一九八四年)、穏健な保守主義とみなすか(たとえば渡辺京二「権藤成卿における社稷と国家」『日本コミュニケーション主義の系譜』葦書房、一九八〇年)、あるいは革新的な無政府主義と評価するか(久保隆「権藤成卿論——農本主義とアジアの共同性——」JCA出版、一九八一年)に分かれている。また、福井直秀「権藤成卿の社稷自治論と『昭和維新』運動における影響」(池田進・本山幸彦編『大正の教育』第一法規出版、一九七八年、所収)も参照。なお権藤の著書は黒色戦線社より「権藤成卿著作集」全七巻(一九七二―七八)として復刻されている。以下、同著作集からの引用は「著作集」と略記する。
 (40) 「制度の研究」については第二巻第五号(一九三六年五月号)が「現代史資料三三 国家主義運動三三(高橋正衛解説、みすず書房、一九七四年)に掲載されている。
 (41) 「制度学を共に志す人達へ」「制度の研究」第一巻第一号。以下、同誌の引用は「制度」と略記し、巻号の順に記す。
 (42) 『著作集』第一巻、所収。
 (43) 同右書、二五五頁。
 (44) 同右書、二六一―二六二頁。
 (45) 同右書、二五五頁。
 (46) 権藤の父をはじめ周囲には久留米藩時代の「社稷党」の同志が多かった。そういう環境で権藤は青年期まで過ごしたのである(前掲(註39)・滝沢誠「権藤成卿」二二頁)。ただし権藤は当時の「社稷」理念をそのまま採用したのではない。

- (47) 「自治講究会彙報」『制度』二一五。
- (48) 山本ひろ子「社稷と国家 政治言語の命脈」小坂修平編『ニュージャパノロジー 日本思想』——現代を解く鍵』(五月社、一九八五年)を参照。
- (49) 「社稷に関する覚え書」『制度』一一一。
- (50) 同右。
- (51) 「制度学を共に志す人達へ」『制度』一一一。
- (52) 同右。
- (53) この点、加藤諦三「農本主義とその後の青年の国家観」(早稲田大学社会科学研究所・ファシズム研究部会編『日本のファシズムⅢ 崩壊期の研究』) 早稲田大学出版部、一九七八年)は社会契約の有無という観点から橘・権藤とホッパス・ロック・ルソーとを比較している。しかし権藤はむしろ社会契約観念(もちろんルソー流のそれと同一ではないが)をもっていたがゆえにその真意が理解されず、自然生成的な家族国家観という文脈で「社稷」理念が曲解されていると私は考えている。
- (54) 小林英夫、前掲書(註(39))、二〇三頁。
- (55) 権藤成卿「自治民範」一九二七年、『著作集』第一巻、八頁。
- (56) 東島誠「公共性」問題の構図と無縁論』『日本史研究』第三九一号、一九九五年三月、における「日本中世史における公共的意味空間」の位相」の論点を参照。以下の引用も同様。なお勝俣鎮夫の「公界としての共同体」は、同「惣村と惣所——近江国菅浦惣の形成」(朝日百科 日本の歴史・別冊歴史を読み直す(二三)家・村・領主——中世から近世へ——)朝日新聞社、一九九四年)。
- (57) たとえば渡辺京二、前掲書(註(39))では、「権藤のいう社稷とは正確には、このように国家権力との何のかかわりもたぬ位相で持続されるアジア的基底共同体民の生活実体を指している」。だから「それはアジア的専制権力の補充物であって、下級構造たる村落共同体の内部原理に干渉せずそれを「自治」にまか」せていただけであり、この「ような関係こそ、専制的国家の強力な権力の源泉だったのである」(九一頁)として、「社稷」に独自の位置を与えていない。
- (58) 「社稷に関する覚え書」『制度』一一一。
- (59) 同右。
- (60) 亀卦川浩「明治地方自治制度成立史」(柏書房、一九七六年)二七四―二七五頁。
- (61) 「自治及分権につきて——現代に於ける自治講究の意義——」『制度』一一二。
- (62) 同右。

- (63) 同右。
- (64) 「社稷に関する覚え書」『制度』一一一。
- (65) 「公法と私法」『制度』二一五。
- (66) 「制度学(自治学説)に於ける社稷と社稷観」『制度』二一一。
- (67) 前掲(註(39))、滝沢誠「近代日本右派社会思想研究」一八頁。
- (68) 同右書、四一頁。
- (69) 「南淵先生(二)」『制度』二二三。
- (70) 権藤成卿「自治民政理」一九三六年、『著作集』第四巻、一四頁。
- (71) 「制度学(自治学説)に於ける社稷と社稷観」『制度』二一一。
- (72) 前掲(註(55))、「自治民範」二五五―二五六頁、前掲(註(70))、「自治民政理」一三―一四頁、参照。
- (73) 権藤成卿「君民共治論」一九三三年、『著作集』第三巻、所収。
- (74) 同右書、一六九―一七一頁。
- (75) 前掲(註(39))、滝沢誠「権藤成卿」一五三頁、一五四頁。
- (76) 津久井龍雄「日本主義運動の理論と実践」(建設社、一九三五年)二二〇頁、一二二頁。
- (77) 前掲(註(73))、「君民共治論」二二八―二三二頁。ただし権藤は大川の名前はあげていない。
- (78) 同右書、二頁。
- (79) 同右書、二三二頁。
- (80) 前掲(註(73))、「君民共治論」一四六―一四八頁。
- (81) 「昭和一年五月八日、衆議院議事速記録 齊藤隆夫君演説の抜粋」『制度』二二六の宣伝広告より。
- (82) 「自治及分権につきて——現代に於ける自治講究の意義——」『制度』一一二。
- (83) 司法省刑務局「国家主義団体の理論と政策」一九四一年。
- (84) 「電力統制に関する座談会答問抄録」『制度の研究』第三巻第一号、一九三七年一月、『著作集』第七巻、二九九―三〇〇頁。
- (85) 同構想案に関しては、前掲(註(39))、滝沢誠「権藤成卿」一六六―一六九頁に詳しい。
- (86) 前掲(註(70))、「自治民政理」一〇〇頁。
- (87) 前掲(註(73))、「君民共治論」一七二頁。

(88) 山川均は権藤を「原始共産体」への共感、「事物の現状に対する反動であり、過ぎ去つたもの（への復古）」として批判した（山川均「新農村運動のイデオロギー」「経済往来」一九三二年一月）。

(89) 向坂逸郎「権藤成卿氏の所論を評す」「改造」一九三二年七月、など。

(90) 「自治は公同の基礎——自治及び自治学説について——」「制度」一一三。

(91) 多辺田政弘「コモンズの経済学」（学陽書房、一九九〇年）、同「自由則と禁止則の経済学」室田武・多辺田政弘・植田敦編著「循環の経済学——持続可能な社会の条件」（学陽書房、一九九五年）などを参照。「コモンズ」とは入会（地、権）のことであるが、多辺田によれば、「商品化」という形で私的所有や私的管理に分割されない、また同時に、国や都道府県といった広域行政の公的管理に包括されない、地域住民の「共」的管理（自治）による地域空間とその利用関係（社会関係）、あるいは「地域内の水（河川・湖沼・湧水）や森林原野、海浜、海を含む土地空間、相互扶助システムとしての労働力、サービス、信用などを含む地域の『共同の力』を「コモンズ」とよぶ（括弧内および傍点原文、前掲「コモンズの経済学」はじめに）。したがって「コモンズの経済学」とは、非市場経済的な共同体のエコノミーである。

(92) 「産業組合の失調と其資本主義適応」「制度」一一三。

(93) 同右。

(94) 「部落有財産始末」「制度」二一五。

(95) 玉城哲「日本の社会システム」（農山漁村文化協会、一九八二年）、とくに第四章「日本農村社会の組織的特性」を参照。

(96) 片倉和人「昭和七年の農本主義の流行（上）」「農村生活総合研究」第八号、一九九五年一月。有賀の論文は「公私の観念と日本社会の構造」「有賀喜左衛門著作集」IV（未来社、一九六七年）である。

(97) なお福武直も有賀を援用して次のように述べている。「英語の public という言葉が people as a whole, community as a whole という意味を内包しているのと対照的に、日本の公は^{オヤケ}大宅すなわち大家に由来し、本来天皇家そのものであった。そして、有賀喜左衛門が述べているように、オヤケである主人に対して従者はワタクシであるが、この従者は、自己の従者に対しては、同じくオヤケであったのである。こうして、日本的な公は、親ないし親分そのものであり、公私の別が説かれながら、現実には公と私が未分離のまま混淆された」（福武直「日本社会の構造」東京大学出版会、一九八一年、五一頁）。

(98) 伊福部隆彦「東洋的アナキスト——権藤成卿の自治学説——」「思想の科学」一九六一年四月。松沢も同様の指摘をしている。

(99) 長谷川治太郎（一九八八年生れ）の談話。この点は第6章を参照。

(100) 見田宗介・栗原彬・田中義久編「社会学事典」（弘文堂、一九八八年）の「社会」（見田宗介執筆）の項。

(101) 同右。

(102) 内橋克人「共生の大地 新しい経済がはじまる」（岩波新書、一九九五年）、佐藤誠編著「協同組合の拓く町——スペイン・モンドラゴンの実験」（芽ばえ社、一九八四年）、トマス／ローガン（佐藤誠訳）『モンドラゴン——現代生産協同組合の新展開』（御茶の水書房、一九八六年）、生活問題研究所編「イタリア協同組合レポート」（合同出版、一九八五年）、などを参照。